

平成17年田村市議会12月定例会会議録

(第5号)

会議月日 平成17年12月13日(火曜日)

出席議員(68名)

議長 三瓶利野

1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	27番	小林清八	議員
28番	村上好治	議員	29番	猪瀬明	議員
30番	宗像清二	議員	31番	渡辺ミヨ子	議員
32番	松本敏郎	議員	33番	小林寅賢	議員
34番	松本熊吉	議員	35番	宗像宗吉	議員
36番	本田仁一	議員	37番	浦山行男	議員
38番	白岩行	議員	39番	横井孝嗣	議員
40番	白岩吉治	議員	41番	石井喜壽	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員

46番	早川 栄二 議員	48番	箭内 仁一 議員
49番	村越 崇行 議員	50番	長谷川 元行 議員
51番	橋本文雄 議員	52番	石井 忠治 議員
53番	安藤 勝 議員	54番	半谷 理孝 議員
55番	吉田 豊 議員	56番	佐久間 金洋 議員
57番	照山 成信 議員	58番	佐藤 孝義 議員
59番	松本 哲雄 議員	60番	大和田 一夫 議員
61番	渡邊 文太郎 議員	62番	安藤 嘉一 議員
63番	佐藤 弥太郎 議員	64番	面川 俊和 議員
65番	松崎 功 議員	66番	宗像 公一 議員
67番	柳沼 博 議員	68番	橋本 吉△村 議員
69番	菅野 善一 議員		

欠席議員（1名）

47番 吉田 正直 議員

説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚 宥暲	助役	鹿俣 潔
収入役	村上 正夫	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	滝根 行政局長	青木 邦友
大越 行政局長	吉田 良一	都路 行政局長	新田 正
常葉 行政局長	白石 幸男	船引 行政局長	佐藤 輝男
総務部総務課長	佐藤 健吉	総務部財政課長	助川 弘道
総務部税務課長	吉田 拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本 隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞一
生活福祉部 保健課長	加藤 与市	産業建設部 産業課長	加藤 久雄

産業建設部 参事兼建設課長	宗 像 正 嗣	産業建設部 下水道課長	渡 辺 行 雄
出納室長	宗 像 トク子	教育委員長	白 岩 正 信
教 育 長	大 橋 重 信	教育次長兼教育総務課長 事務取扱	宗 像 泰 司
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光 春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫
選挙管理委員長	鈴 木 季 一	選挙管理委員会 事務局 長	佐 藤 健 吉
代表監査委員	武 田 義 夫	監査委員事務局 長	白 石 喜 一
農業委員会会長 農業委員会	宗 像 紀 人	農業委員会 事務局 長	塚 原 正
事務局総務課長	根 本 徳 位	水道事業所 長	助 川 俊 光

事務局出席職員職氏名

事務局 長	白 石 喜 一	総 務 課 長	渡 辺 新 一
主 任 主 査	石 井 孝 行	主 任 主 査	斎 藤 忠 一
主 事	渡 辺 誠	主 事	大 越 貴 子

議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1 3 9 号 田村市滝根多目的集会所条例の制定について
- 議案第 1 4 0 号 田村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 1 号 田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 2 号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 3 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 4 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 5 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 6 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 7 号 福島県市民交通災害共済組合への加入について

議案第 148 号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 149 号 平成 17 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 150 号 平成 17 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 151 号 平成 17 年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 152 号 平成 17 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 153 号 平成 17 年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 154 号 平成 17 年度田村市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 発議第 17 号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について

日程第 3 発議第 18 号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

日程第 4 議案の常任委員会付託

日程第 5 陳情の常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 10 時 00 分 開議

議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

申し上げます。

会議規則第 2 条の規定による欠席の届け出者は、47 番吉田正直君であります。

ただいまの出席議員数は 68 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日

の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程（第5号）のとおりであります。

日程第1 議案第139号 田村市滝根多目的集会所条例の制定についてから
議案第154号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第3号）
についてまで

議長（三瓶利野） 日程第1、議案第139号から議案第154号までを議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

通告の順序により、5番渡邊 勝君の発言を許します。渡邊 勝君。

5番（渡邊 勝） 5番渡邊 勝です。

通告により質問させていただきます。

議案第148号 一般会計補正予算について。歳出44ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費についてお伺いいたします。

中学生の海外派遣研修事業についてです。滝根町、大越町、常葉町、船引町で実施方法の違いはいろいろあると思いますが、予算の許す限り人数をふやし、派遣するという計画で、ことし2,602万7,000円の予算をしたわけですが、今回の予算の中での1,074万3,000円、41.3%の減について。また、各学校ごとに実施した内容についてお伺いをいたします。

2点目、同じページの語学指導費についてです。

吉田文夫議員の一般質問にもありましたが、私は予算面からの質問をいたします。

国際社会の中、滝根、大越2校で1名、都路、常葉2校で1名、船引4校にそれぞれ1名、合計6名の専任教師でありました。前の質問の中での回答で、全中学校に専任体制としての充実を図っていかなければならないという教育長の回答の中で、語学指導に積極的に取り組んで、追加予算ならば納得するような状況の中で、当初予算が2,303万7,000円、前回の補正の中で20万円の減、今回の補正で100万円の減、合計120万円減になった理由をお願いしたいと思います。

また、きのうの一般質問の中でもあったように、7月異動があった、その後の補充対応について早急の取り組みについてはどうなっているのか。

次、45ページ、通学対策費についてでございます。

通学対策費について、小学校通学対策費で御承知のように女兒事件が多発している登下校時の痛ましい事故が相次ぐ中、予算措置的な面で265万7,000円減は問題が生じないのか。また、小学校と中学校の対策費を見ると、小学校の方が1,417万6,000円、また中学校の方が1,792万2,000円。減額の金額を見ると小学校が265万7,000円、18.7%の減。中学校については24万6,000円ということで1.4%の減と大幅な差があるのはどういうわけか。

次、51ページ、保健体育費。学校給食費関係で給食センター営業は常葉町、滝根町で行っており、操業時期の差が1年5カ月、給食学級数、人数ともさほど変わらない中、予算で常葉が3,006万4,000円、滝根が1,811万6,000円、前回追加補正で御承知のように常葉が18万9,000円、また今回は231万4,000円と増の理由について。滝根は逆に94万5,000円の減。現在でこの数字から持ってくると、滝根が1,717万1,000円、常葉が3,256万7,000円と約倍になっているこの経費についてをお伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 5番渡邊 勝議員の質問にお答えします。

第10款教育費第1項教育総務費、目の2、事務局費のうち中学生海外派遣事業費が今回減となった理由について申し上げます。

今年度の中学生海外派遣研修事業につきましては、旧町村で行っていた内容で実施し、滝根町が15名の参加者でアメリカ、ロサンゼルス、常葉、大越、都路町が16名の参加者でアメリカ、ロサンゼルスへ、船引町が20名の参加者でアメリカ、マンズフィールドへの研修で、すべての事業が完了いたしました。今回の補正は、事業完了に伴う減額と、大越、都路町で計画していましたカナダへの研修が募集20名のところ、申し込み者が6名であったためカナダへの研修を中止し、参加申し込み者を常葉町の事業とあわせて実施したため不用額が生じたので、今回減額補正するものであります。

次に、語学指導費が減となった理由について申し上げます。

語学指導費の100万円の減額補正であります。これは7月まで契約していた滝根、大越並びに常葉、都路の中学校に派遣していた外国語指導助手が任用地の異動、帰国いたしましたので、人件費、報償費、外国語指導助手用事務消耗品費等の不用額の減額補正であります。

次に、第10款教育費第1項教育総務費、目の3、通学対策費のうち小学校通学対策費が今回減となった理由について申し上げます。

主なものは常葉町のスクールバス運行委託料と遠距離通学補助金の減額で、スクールバス運行委託料は運転業務の委託を計画していましたが、臨時職員で対応しましたので不用となったため減額するもので、遠距離通学補助金の減額は、補助要件に該当している児童への補助金を計上しておりましたが、スクールバスの利用によって補助金の対象外となったため減額するものであります。

次に、第10款教育費第6項保健体育費、目の3、学校給食費のうち常葉学校給食センター管理運営費が今回補正増となった理由について申し上げます。

常葉学校給食センター管理運営費についてであります。光熱水費が余る見込みとなり、減額補正し、消耗品費、営繕修繕費に不足分が生じるため、増額補正、さらに下水道接続工事に要する経費を増額補正させていただきまして、合計で231万4,000円の増額補正となりました。

議長（三瓶利野） 渡邊 勝君。

5番（渡邊 勝） 中学校のこの海外派遣についてなのですけれども、不参加が大越と都路であったために中止ということに回答あったのですけれども、せっかく計画しても不参加になった原因について、まず再質問をお願いいたします。

それから、先ほどの質問の中でもあったはずなのですけれども、回答になっていないと思うのですけれども、7月に2名の教師が帰国されたということで、その後についての対応策についての質問、これは先ほどの質問の中での回答ない質問ということで、再質問の中に入れても結構です。

それから保健体育費の給食センター関係で、建物そのものも滝根町、常葉そのものが大した操業時期も変わらぬ中で、最終的に予算の数字は先ほど、私、申し上げたのですけれども、約倍の金額になって経営運営しているということについても御説明をお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） まず、中学生の海外派遣事業の中で、参加者の少なかった原因について申し上げたいと思います。

当初、合併協議会においてそれぞれ中学生の海外研修については2年を目途に研修するというようなことですり合わせを行っておりました。これが市長の方針に基づいて、子供たちに空白期間を置かないというようなことで、今回、今年度実施をさせていただきました。これについては、若干、通年ですと4月から募集等についてのPR等があったわけな

のですが、今回については6月の末から動いたということで、保護者さらには子供たちへのPRの不足が否めなかったのかなと思っております。平成18年度以降についてはそれぞれ一本化した計画で進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、7月に都路、常葉、大越、滝根でそれぞれ語学指導にかかわる英語の指導助手が退職と申しますか、帰国、あと任用地の異動ということでそれぞれ契約が満了したため、終わっております。それらについても、教育委員会の中で検討、一本化した方向で進めていきたいというような考えのもとで、今年度から2名の配置についてもそれぞれ同じような契約の方法でさせていただいております。次年度以降については、契約期間もございまして、これらの契約期間が満了した後、それぞれ各校に1名ずつの配置をしたいというような考えで、現在進めておりますので、これらについても御理解を賜りたいと思います。

次に、給食センター関係なのですが、常葉町は滝根町、それぞれ金額の差があるのはどうということだということでございまして、これらについてはそれぞれ旧町村で予算を計上していただいております。それらに基づいて今年度の予算についてはそれぞれの旧町村ごとに予算が計上されたものであり、統一した考えのもとでの予算ではなかったというようなことがございます。また、滝根町では、配達職員がシルバー人材センターの方に委託をしているというような関係もございまして、それらで若干費用の面が軽減されているのかなと思っております。

議長（三瓶利野） 渡邊 勝君の再々質疑を許します。

5番（渡邊 勝） 要望になると思うのですが、せっかく海外派遣については、こういう予算を計上している中で、やはり中学生に対して未来の希望を持てるためにもやっているわけですから、ぜひその辺の指導を徹底していただいて、1人でも多く海外派遣できるような方向に持って行っていただきたいということと、語学指導の講師についても、やはり教育長が回答あるように、学校全体に8名ですか、8校ですから8名ですね、を配置できるような方法で積極的な姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。

それから最後になりますけれども、給食関係の費用、対策費、給食費についてなのですが、片方では予算的にかなり金額上がっていると、片方は上がってない中では今一つの例をいただいたのですが、シルバーを使って運営していると。そういう改革をやっていただかないとこういう数字が出てきますので、そういう努力のもとにひとつ頑張りたいと思っております。

以上で、質問終わります。

議長（三瓶利野） これにて、5番渡邊 勝君の質疑を終結します。

次の質疑者、57番照山成信君の発言を許します。照山成信君。

57番（照山成信） 57番照山成信でございます。

議案第139号、この139号のうちの第4条3項の意味と、条例運用に当たっての判断の基準、何を根拠にこの条例を使うのかと。この条文の解説、それからこの条文に基づいた見解、それからこの団体を特定するときに必要な条件、そういうふうなものについてお尋ねをしておきたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 57番照山成信議員の議案第139号田村市滝根多目的集会所条例の制定についての御質問にお答えをいたします。

田村市滝根多目的集会所条例第4条第3項の規定につきましては、集会所の使用の許可に当たっての前提条件としての欠格事由を定めたものであります。その第3号に、「その使用が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益となるとき」と規定いたしましたことは、反社会的団体であります暴力団等から使用申請が出された場合につきましては、市民の生活環境が侵害されるおそれがありますことから、集会所の使用を許可しないことを定めたものであります。

条例の運用に当たっての具体的な対応のあり方につきましては、田村市の事務事業に対するあらゆる不当要求、及び暴力的不当要求行為についての取り組みを定め、田村市不当要求行為等の排除に関する要綱に基づき、それぞれの事案内容に応じた対応をすることといたしております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、再質問します。

個人であっても、暴力行為、その組織に入っているという、そういうような人たちがおりますよね。だから、県条例の中にもあるのだけれども、それから国的にいったら指定暴力団とかとそういうのも明らかになっているということもあります。そういうふうな特定の仕方について、ちゃんとした基準や内容が行政の側で持っているのかどうか。

なぜ、こういうふうなことをお聞きするかというと、条例というのは市民を守るためにできているわけですから、今、係争中の裁判が二つあります。そういうふうなことも条例の中で明記されていれば正当に勝ち抜くということが可能でありますので、条例の制定に当たってはその運用等も含めた細則も含めて、だれもが理解できるような内容になってい

る必要があると、こんなふうに考えるところでございます。なぜ殊さらこの問題をお尋ねするかという、この田村市の例規集、これをひもといってみますと、これも専決処分をしてここにあるやつだから、私たちが特別田村市になるためにこれがどうだこうだという審議をした経緯がない、この件について精査させてもらったら当然この条文が入っていてもいいというその公の施設なんかにも入ってないものがいっぱいある。ところが、ここはこの条文入れてなくても運用できると思うところには入ってないという、そういうふうな例規全体がそういうふうな内容になっているのです。ですから、そのところは、合併に伴って専決をした関係で、また整理がされてない部分でございますから、そのように御認識と言われるなら、私はああそうですかというふうになるのですが、何か理由があってこの条文がのっているものとのっていないものとが振り分けられているという理由があるのであれば、ここで聞きをしておきたい。これは審議に対して大変重要な案件でございますから、よろしくお聞きをしたい。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 再質問にお答えをいたします。

最初に、先ほど御質問ございました欠格条項の他の条例との関連でございますが、現在の田村市の条例の中で、ただいまの規定がのっております条例につきましては、田村市文化センター条例ほか16件でございます。それ以外のものについてはただいまの項目はのっていないと。そのすみ分けはどうなのかというような御質問でございますが、それについては把握しておりませんので、十分どういう根拠で入れたり入れなかったりという状況があったのか、精査をさせていただきたいというふうに考えております。

もう1点でございますが、団体の特定の基準はというような御質問でございますが、現在その基準は持っておりません。しかしながら、先ほど申し上げた不当要求に関する要綱を持っておりますので、この中で委員会の立ち上げ、さらにはその対応のマニュアル等々がございまして、それに基づいて状況に応じた対応をしてみたいというふうに考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君の再々質疑を許します。

57番（照山成信） それでは、田村市として正式に発足したわけですから、その田村市が使うこの規則については整合性を持たないと、これ世の中に通用しませんから。皆さんで誠意努力をしてこの例規集が名実ともに市民生活を守る規範になるような、そういうふうな配慮と取り組みと検討をお願いしたいということでございます、1点は。

それからもう一つは、せっかくこれだけの条文を入れるのであれば、これに対応する判断する組織を市長のもとにつくっておくという、そういうふうなことも大変大切で、ここが基準でこの会議をクリアしてこの条文を執行したのだと、こういうふうなことになる裁判の騒ぎになっても何でもちゃんとした手続が法的にとられていれば、係争に決して暴力団に負けるなんてことはありませんので、そういうふうなことも御検討していただきたいと、こんなふうにと考えるとございしますが、決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 再々質問についてお答えをいたします。

先ほど申し上げました「田村市不当要求行為の排除に関する要綱」、この中におきましては第3条の中で排除対策委員会の設置をするというふうな規定になってございます。この中で、対策設置を設けて、その中で対応してまいりたいというふうにと考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） では、今の案件については、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第145号、本件、田村市滝根総合福祉センターが含まれていますよね、指定管理者の中に。この滝根町総合福祉センターを入れたのは、同条の第10条にそういうふうなことができるという規定がございまして、これに基づいて入れたのかどうかをまず最初に確認したい。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 57番照山成信議員の議案第145号についての質疑にお答えいたします。

初めに、田村市滝根総合福祉センターが含まれているが、同条例第10条に基づくものかについて申し上げます。

御案内のように田村市滝根総合福祉センター条例第10条第1項の規定に基づき、社会福祉法人田村市社会福祉協議会に指定管理者として福祉センターの管理を、平成18年4月1日から3年間委託して行わせようとするものでございます。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、お手元に滝根町総合福祉センター設置条例の制定についてという、これ9月6日提出の議案を、私、手元に持っているのですが、これ68号で審議をして決定しているやつでございしますが、その、お手元にございしますか、その10

条第3項の中にこのような条文が含まれているのです。「第6条から9条までの規定中、市長とあるのは指定管理者と読みかえる」。そうすると、6条から9条までは市長と書いてあるのは指定管理者と読みかえるということからすると、それ以外のところで使われている市長はそのままになるという意味なのですね、この条文は。そうすると、今度は14条にいてこういう条文があるのです。「故意または過失により福祉センターの施設を棄損し、または消失せしめた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない」という賠償規定があるのです。「ただし」ってそれ以降に市長の名前が出てくるのです。「ただし、市長が特別の事情があると認めるときは損害賠償義務の全部または一部を免除することができる」という規定、このまま条例を判断する基準に基づいて判断しますと、二重管理になるということにこれ全体から見ると読めるのです。もともとそういうふうなことを避けるために、指定管理者制度を利用してその管理の指定をするということからすると、このどちらかを直さないとは私は整合性を保つことができない条例執行になってしまうというふうに理解をしたところでございますが、そうではないのです、そこはこうなんですよという説明があって、そういうことですかと私が納得できるのか、それとも言われてみれば二重管理のようになってしまいますねと、よってここのところは検討させていただきますと、こんなふうなことになるのかどうか、その辺のところの見解をお聞かせください。ゆっくりでいいから、慌てることない。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいまの再質問でございますが、一応、市として管理を委託をするというような中で、市としての管理者に対する損害賠償、それらも付随してまいりますので、そのような中というふうに私の方では認識して、この条文になっているところでございます。

57番（照山成信） ちょっと意味わからないのだけれども、もう1回。言われている意味わからない。私、二つしか言ってないから、そのどっちかということをもっと明確にしてちょうだい。

生活福祉部長（秋元正信） はい。大変失礼しました。

国も今、いろいろ問題になっておりますが、市が管理委託すればそれの中において管理者の責任もございませうが、委託している以上市として管理の責任もあるというようなことで、いろいろ損害賠償的なものもあるということで、市の方もありますので、14条等は市長がというようなことで二重の考えかなと、こういうふうに私の方では理解して今回の委

託というふうに上げたつもりでございます。

議長（三瓶利野） 照山成信君の再々質疑を許します。

57番（照山成信） 議長、本当は質疑は再々質疑というルールだと、ちゃんと中身整理できないのです。だから、本当は最後まできちっと整理させてほしいのだけれども、ここに立って発言をするという時間が3回しかないというのはちょっと質疑しづらいことですが、ルールですからあとは要望になったり、事務方と一緒に研究対象にしたりすることにならざるを得ないのかなと、こんなふうを考えているところでございますから、もう一度整理させてもらいます。

管理者指定の中で、そういうふうなことをやっていいという法規ない。ですから、そのどっちかにするのかということをやちゃんと正しく条例とか条文とか法律とかを整合させて、これで大丈夫なんだというふうなものにたどり着きたいと私は思っているわけです。特に、議会というのは、それを審議する場所ですから、その審議がおろそかになった結果、欠陥的な条例ができてそれに起因していろいろなトラブルや何かに発展するという可能性を持っている条項ですから、ひとつその辺のところは、これ3回しかできないからこうです、ああですってできませんものね。

そういうふうなことで、私も研究をしてみたいので、事務方におかれましても条例制定に対するその他の法規との整合性について今少し詳細な内容で仕上がるような議案としてつくっていただきたいというふうをお願いをして、私の質疑を終えるしかないですね、議長。

これ、約束でございますから、これ以上進めることができないということでございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） これにて57番照山成信君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による議案に対する質疑を終了いたしました。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。よって、議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 発議第17号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の
提出について

議長（三瓶利野） 日程第2、発議第17号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する

意見書の提出についてを議題といたします。

職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者佐藤 喬君から提案理由の説明を求めます。佐藤 喬君。

7番（佐藤 喬） 提案者の佐藤 喬であります。

提案理由を説明いたします。

発議第17号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について、御説明申し上げます。

本案につきましては、6月定例会におきましても同様の意見書を関係機関に提出しており、その結果11月30日に政府与党において三位一体の改革についての合意が決定されました。この合意の内容を見ますと、一定の成果があったと考えられますが、真の地方分権改革の意に沿わない内容や課題も多く含んでおります。特に、今後残された課題の最大の課題は地方交付税の所要額の確保であると考えられます。

つきましては、田村市議会といたしましても、真の地方分権改革の確実な実現が図られるよう、関係機関へ意見書を提出したいと思っておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第17号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、発議第17号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第18号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

議長（三瓶利野） 日程第3、発議第18号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者佐藤 喬君から提案理由の説明を求めます。佐藤 喬君。

7番（佐藤 喬） 発議第18号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について、御説明を申し上げます。

本案につきましては、6月定例会におきましても同様の意見書を関係機関に提出しております。

内閣総理大臣の諮問機関であります第28次地方制度調査会は、12月9日に地方議会のあり方に関する答申を内閣総理大臣に提出しております。この内容を見ますと、全国市議会議長会を初めとする3議長会の要望が十分反映されていない状況にあります。つきましては、田村市議会といたしましても抜本的な制度改革十分反映されていない状況にあります。つきましては、田村市議会といたしましても抜本的な制度改革が図られるよう、関係機関へ意見書を提出したいと思っておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（三瓶利野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第18号 「議会制度改革の早期

実現」に関する意見書の提出については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、発議第18号 「議会制度改革の早期実現」に関する意見書の提出については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案の常任委員会付託

議長（三瓶利野） 日程第4、議案の常任委員会付託を行います。

議案第139号から議案第154号までについて、お手元に配付いたしております議案付託表により、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第5 陳情の常任委員会付託

議長（三瓶利野） 日程第5、陳情の常任委員会付託を行います。

議長において受理した陳情については、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議長（三瓶利野） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時43分 散会